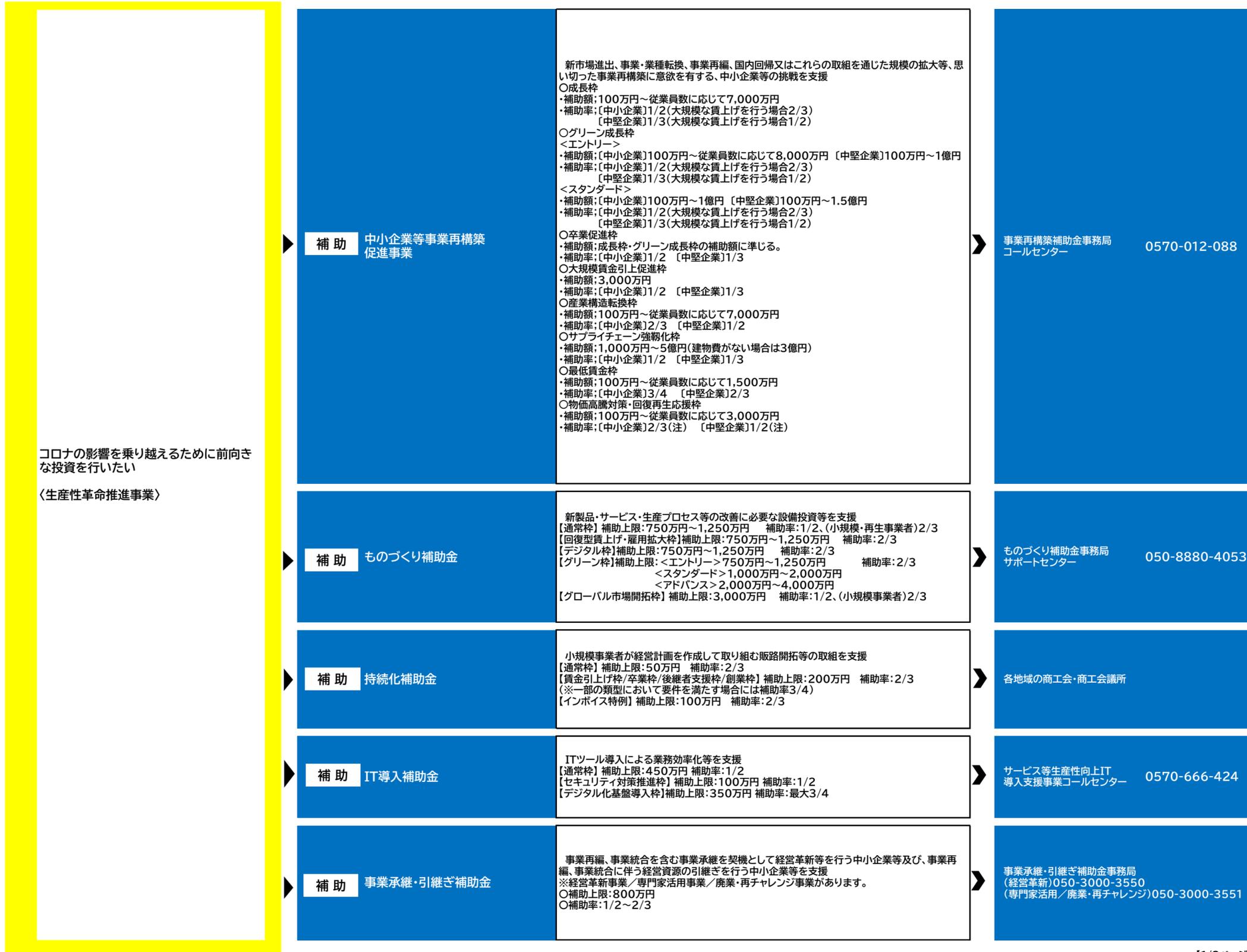


新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援(補助金・給付金等)

○助成金・補助金等の内容等は日々更新されます。
○詳細については、お問い合わせ先にご確認いただけますようお願いいたします。

【令和5年7月25日時点】



新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援(補助金・給付金等)

○助成金・補助金等の内容等は日々更新されます。
○詳細については、お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

【令和5年7月25日時点】

コロナで売上が減少した 【融資】	融資	新型コロナウイルス経営改善資金(伴走支援型)	要件:経営行動計画の策定等 融資限度額:1億円 融資期間:10年以内(据置5年以内) 信用保証料:0%	熊本県 商工観光労働部 商工振興金融課 (又は取扱金融機関) 096-333-2314	
	融資	新型コロナウイルス経営改善資金(事業再生型)	要件:経営再生計画の策定等 融資限度額:8,000万円 融資期間:15年以内(据置5年以内) 信用保証料:0%		
	融資	金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号)	要件:売上減少▲20%以上等 融資限度額:8,000万円 融資期間:1年~10年以内(据置1年以内) 信用保証料:0.5%		
	融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上減少:▲5%以上等 融資限度額:8,000万円又は6億円(一部、3年間金利引下げ) 融資期間:20年以内(据置5年以内)		日本政策金融公庫 国民生活事業 096-353-6121 中小企業事業 096-352-9155
	融資	新型コロナウイルス対策マル経融資	売上減少:▲5%以上等 融資限度額:1,000万円(3年間金利引下げ) 融資期間:10年以内(据置3年(運転)~4年(設備)以内)		
従業員に休業してもらったら	助成	雇用調整助成金	休業手当助成:1日1人あたり8,355円まで 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999	
法人事業税などの納付や申告が困難	猶予	納税の猶予や申告期限の延長	収入に相当の減少があった方に対して、徴収猶予の特例措置(1年以内・延滞金免除・担保不要)を適用 個別の事情に応じ申告・納付期限を延長	お住いの市町村の各広域本部収税担当課等 (県央)096-333-3210 (県北)0968-25-4272 (県南)0965-33-2184 (天草)0969-22-9056 (自動車税)096-368-4020	
厚生年金保険料などの納付が困難	猶予	厚生年金保険料の猶予	厚生年金保険料の猶予(1年間)	お住まいの市町村の各年金事務所	

【2/2ページ】

※ 経営相談等詳しくはこちら ⇒ [熊本県よろず支援拠点\(TEL:096-286-3355\)](tel:096-286-3355)